令和8・9・10年度(2026・2027・2028年度) 物品競争入札(見積)参加資格審査申請について

熊本市が行う物品の売買又は修理等の契約に係る競争入札(見積)に参加を希望される方は、次により申請してください。

1 申請の受付について

(1) 申請書の受付期間(土日・祝日・年末年始を除く)

定期受付	令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)9月30日まで
随時受付	電子申請の場合:毎日 郵送申請の場合:閉庁日(土日祝日・年末年始)を除く毎日 (ただし、月単位の受付とします)

(2) 申請書の提出方法等

原則として、LoGo フォームによる電子申請のみとします。

(定期受付 URL: https://logoform.jp/f/zcoBR)

※随時受付時はURL変更予定ですのでご注意ください。

変更後 URL は市ホームページ (https://www.city.kumamoto.jp/kiji0033331/index.html) に掲載します。

※やむを得ない事情で、電子申請ができない場合のみ、郵送での申請を可とします。

000

LoGo フォーム

- ○各申請要領及び申請書等ダウンロード
- <電子申請の場合> 申請用LoGoフォーム内に掲載します。

<郵送申請の場合>

下記の市ホームページに掲載します。

https://www.city.kumamoto.jp/kiji0033331/index.html

熊本市役所ホームページ > 分類から探す > ビジネス > 事業者の方へ> 入札・契約

- > 入札・契約情報に関するお知らせ > 物品・業務委託等(契約政策課からのお知らせ)
- > 熊本市入札・契約(物品・業務委託等)ホームページ
- > R8・9・10 年度(2026・2027・2028 年度)物品競争入札(見積)参加資格審査申請

※申請書の郵送、FAX送付等は致しませんのでご了承ください。

※提出書類の修正依頼、不足書類の提出依頼等に対して、概ね7日以内に対応していただけない場合、申請の意思がないものとみなす場合がありますので、ご了承ください。

【問い合わせ・提出先(郵送申請の場合)】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所 契約政策課 物品契約班 宛

電 話:096-328-2137 FAX:096-359-7689

E-mail: keiyakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp

【郵送申請の場合の注意事項】

- ・ 封筒表面に、「物品資格審査申請書在中」と記入してください。
- ・ 受領の通知はしません。
- ・ 受領の確認を取られたい場合は、配達の記録がわかる方法によりご提出ください。
- ・ 必要事項の記載漏れ、提出書類(添付書類含む)の不備等が無いようにお願いします。
- ・ 申請書及び添付書類等の提出書類が全て提出された日が、申請書を受理した日となります。 また、一度受付をした申請書類等は、原則返却できませんので、ご了承ください。

G

特定調達契約(WTO 政府調達協定適用対象契約)に伴い申請をする場合

○郵送

<u>封筒表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「入札案件名」、「開札日時」を必ず明記し</u>てください。

○窓口持参

A4用紙に特定調達契約に伴い参加申請を提出する旨及び「入札案件名」、「開札日時」を明記し、申請書に添付してください。また、提出の際に、受付職員にその旨お伝えください。

なお、これら指定の明記がない場合、特定調達契約の指定の期日等に資格の決定が間に合わないことがあります。ご了承ください。

- 2 提出書類について

 ☆ ◎は必ず提出してください。○は該当する場合に提出してください。
- ☆ 郵送申請の場合、申請書類は、下記の順番に揃え、ダブルクリップ等でとめて提出してください。

提出書類		内容説明及び注意事項等		提出部数	電子申請	郵送申請
様式第1号	申請書			1	7十4入力	0
様式第2号	使用印鑑届			1	◎ 電子添付	©
様式第3号	委任状況シート(取引に係る権限の一部を委任する場合のみ) ※全ての権限を委任する場合は、不要です。		1	○(該当者のみ) 電子添付	○(該当者のみ)	
様式第4号	契約実績一覧表			1	◎ 電子添付	©
様式第5号	取扱品目説明一覧表		業種毎各1	◎ 電子添付	©	
プロパンガス販売業者	液化石油ガス販売事業者登録簿又は事業登録証			1	((±t)(± 0.7.)	
必要書類(コピー可)	LPガス業者賠償責任	保険付保証明書		1	○(該当者のみ) 電子添付	○(該当者のみ)
纪·女自然(一	保安業務を行う者の認	定証又は委託契約書		1		
古物商許可証(コピー可)	不用品買入業者			1	○(該当者のみ) 電子添付	○(該当者のみ)
様式第5号の2	印刷物取扱調書(印刷	業者のみ)		1	○(該当者のみ) 電子添付	○(該当者のみ)
様式第5号の3	生産設備明細書(車両	修理業者のみ)		1	○(該当者のみ) 電子添付	○(該当者のみ)
受託車両保険証書 (コピー可)	車両修理業者。様式第5号の3「生産設備明細書」に添付		1	○(該当者のみ) 電子添付	○(該当者のみ)	
様式第6号	適正な労働環境の確保	に向けた取組に係る誓約書		1	7十4入力	0
就業規則届の写し	様式第6号へ添付する	イトを含む)を雇用している場合のみ提出> こと。労働基準監督署の受付印が押印された 印がない場合は、届の写しの1ページ目に「	※常時使用する労働者 が 10 人未満である場 合は不要	1	◎ 電子添付	©
36協定届の写し	本資料は労働基準監督	署へ提出したものに相違ありません」と記載 上、ご提出をお願いします。	※労働時間の延長又は 休日労働を行わせてい ない場合は不要	1	© 電子添付	©
登記事項証明書 (法人のみ・コピー可)	受理日から起算して 3か月以内 に発行されたもの(法務局発行) ※現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を提出してください。		1	◎ 電子添付	©	
消費税納税証明書 (コピー可)	納税証明書「その3」「消費税及び地方消費税」の未納がないことの証明 (税務署発行) (その3の3、その3の2でも可)。受理日から起算して3か月以内に発行されたもの。 ※免税事業者の方も必要です。 ※電子納税証明書可		1	◎ 電子添付	©	
市税滞納有無調查承諾書	本市市税(延滞金含む。)滞納の有無を調査されることについての承諾書		1	7 _十 小入力 ※「同意します」 の選択のみ	©	
財務諸表 (コピー可)	法人 人格のない社団等 個人	貸借対照表、損益計算書(直近1年度分) 貸借対照表、損益計算書等(正味財産増減請 または事業活動計算書でも可。)(直近1年度 所得税確定申告書第一表(直近1年分)		各1	◎ 電子添付	©
役員等名簿及び 照会承諾書	書き方を参照のうえ、該当する方(役員等) ※ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく一般建設業及び特定建設業の許可 、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく産業廃棄物・特 別産業廃棄物処理業の許可、警備業法(昭和47年法律第117号)に基づく警備業の認定を 受けている者は証明書の写しをもって省略可。		1	◎ 電子添付	©	
相手方登録申請書 全業者提出				口座毎1	◎ 電子添付	0
その他市長が必要と認める	書類			1	○(該当者のみ) 電子添付	○(該当者のみ)

3 参加者の資格について

次の各号のいずれかに該当する者は参加資格審査を申請することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者
- (2) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号に該当する者
- (3) 審査基準日(申請書を受理した日の属する月の初日をいう。)以前1年以上引き続き営業を営んでいない者(市長が特に認めたものを除く。)
- (4) 営業に関し、法律上資格等を必要とする場合にあって、それらの資格を有しない者
- ※熊本市税の滞納がある者については、参加資格者として登録は行いますが、熊本市物品売買等の契約に係る指名競争入札参加者等指名基準取扱い要綱(平成13年12月1日施行)に従い、納税されるまでは指名等を行わず、また競争入札に参加できないものとします。

4 申請書類の記入方法等について ◎「記載例」を参照のこと

※印の様式等は該当する場合に添付

- (1) 記入事項は、申請書提出月の1日を基準として記入してください。
- (2) 証明書等の添付書類の有効期間は、受理日を基準に判断します。
- (3) 令和6年(2024年)10月から電子契約を導入しました。令和8年度以降、原則、申請者のメールアドレス(委任する場合は、支店、営業所等のメールアドレス)を電子契約で使用します。
- (4) その他申請書記入にあたっては、当記入要領及び記載例を参照のうえ、記入してください。

様式第1号「令和8・9・10年度(2026・2027・2028年度)物品競争入札(見積)参加資格審査申請書」 電子申請の場合は、フォーム入力

(1) 申請者

・法人にあっては登記事項証明書の所在地及び商号を記入してください。 個人にあっては、主たる事業所の所在地及び名称を記入してください。

(2) 支店、営業所等(受任者)

- ・申請者が、熊本市との入札及び契約等の権限を委任する場合のみ記入してください。
- ・契約代金の請求、受領の権限のみを委任する場合は、この欄の記入は不要です。

(3) 参加希望業種

・業種分類表 (7ページ) の説明を参照のうえ、参加希望業種番号左欄に◎ (○) を記入してください。 (主たる業種◎、従の業種○) (希望数に制限はありません。)

(4) **従業員数**

- ・申請をする月の前月末日現在において、職業の種類を問わず事業又は事務所に使用される者で、雇用契約があり賃金を支払われる者の人数を記入してください。
 - ※代表者、個人事業主、役員は含みません。パート、臨時職員は含みますが、労働基準法第21条に定める者(日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者)は除きます。

(5) 企業種別

・別表3「中小企業者の範囲」(10ページ)を参照し、該当する□に**チェック(レ)**を付けてください。

(6) 創業年月日、休業・転廃業期間

・創業年月日、休業や転廃業の期間がある場合は、その期間を記入してください。

(7) 資本金(千円単位) ※千円未満切捨て

・登記事項証明書に記載されている資本の額を記入してください。 登記事項証明書に「資本金」の欄が無い法人、個人にあっては、資本金の記入は不要です。

(8) 連絡先

・申請書の作成担当者を記入してください。(申請書の内容について、問い合わせをさせていただく場合があります。)

様式第2号「使用印鑑届」

- ・入札、見積、契約等の行為において、実際に使用する印鑑を押印してください。
- ・社名などの会社印のみでの申請はできませんので、代表者印又は代表者の私印で申請してください。
- ・全業者提出してください。

※様式第3号「委任状況シート」

- ・本店代表者(委任者)から支店・営業所長等(受任者)に対し、<u>契約代金の請求・受領など権限の一部を委</u> 任する場合のみ、委任状況シートを提出してください。
- ※入札及び契約等の権限を全て委任する場合は、委任状況シートの提出は不要です。電子申請の場合はフォーム入力、郵送申請の場合は、様式第1号の支店、営業所等の欄に記入してください。

様式第4号「契約実績一覧表」

- ・「注意事項」をご参照のうえ、参加希望業種の主な取引実績について記入して下さい。 ※官公庁との契約や、入札の実績に限らず、民間企業等との契約についても記入してください。
- ・取引実績がない場合は、「契約実績額」の欄に「実績なし」と記入してください。

様式第5号「取扱品目説明一覧表」

・参加希望業種が二つ以上の業種にわたる場合は、参加希望業種一つにつき各1枚必ず提出してください。 なお、業者選定の参考としますので、取扱可能な品目をできるだけ詳細に記入してください。

※様式第5号の2「印刷物取扱調書(印刷業者用)」

・印刷業者のみ提出してください。(必須)

※様式第5号の3「生産設備明細書(車両修理業者用)」

- ・車両修理業者のみ提出してください。(必須)
- ・必ず、受託車両保険証書の写しを貼り付けまたは別紙添付して下さい。

様式第6号「適正な労働環境の確保に向けた取組に係る誓約書」

電子申請の場合は、フォーム入力

- ・熊本市公契約条例第8条の規定により、誓約していただく必要がありますので、**全業者提出してください。**
- ・労働者(パート、アルバイトを含む)を雇用している場合は、①就業規則届の写し(常時使用する労働者が10人未満である場合は不要) ②36協定届の写し(労働時間の延長又は休日労働を行わせていない場合は不要) を添付してください。
- ※労働基準監督署の受付印が押印されたページのみで可。受付印がない場合は、届の写しの1ページ目に「本資料は労働基準監督署へ提出したものに相違ありません」と記載、捺印(代表者印)の上ご提出をお願いします。

その他様式

- (1) 市税滞納有無調査承諾書 ※電子申請の場合は、フォーム入力。
 - ・現在の熊本市税の滞納の有無を確認する書類のため、<u>熊本市内の事業所の有無を問わず、</u> 全業者提出してください。
 - ・承認期間は申請日から令和11年(2029年)3月31日になります。

(2) 役員等名簿及び照会承諾書

- ・様式裏面にあります"書き方"を参照のうえ、該当する役員等を記入し、提出してください。
- ・支店長又は営業所長等に契約権限を委任する場合は、支店長又は営業所長等の受任者も照会

の対象です。

※建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく一般建設業及び特定建設業の許可、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく産業廃棄物・特別産業廃棄物処理業の許可、警備業法(昭和47年法律第117号)に基づく警備業法の認定を受けている場合は、省略することができるため、証明書の写しを提出してください。

(3) 相手方登録申請書

・様式裏面にあります "相手方登録申請書の記入要領"を参照のうえ、必要事項を記入し、提出してください。

添付 書類

- (1) ※該当業者添付書類(写し、各種)
 - ・必要な許可、認可、登録、資格免許等の証明書の写しを提出してください。
- (2) 登記事項証明書(受理日から起算して3か月以内に発行されたもの、法務局発行)コピー可
 - 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写しを提出してください。
- (3) 消費税納税証明書(受領日から起算して3か月以内に発行されたもの、管轄する税務署発行)コピー可・税務署が発行する「消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書(その3)」(その3の3、その3の2でも可)を取得し、原本又は写しを提出してください。※電子納援即書可現在の消費税の滞納の有無を確認する書類のため、免税事業者の方も、全業者提出してください。

(4) 財務諸表 (写し)

- ・法人にあっては、申請書を提出する直前の決算済み事業年度1年度分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)の写しを提出してください。
- ・人格のない社団等にあっては、貸借対照表、損益計算書等(正味財産増減計算書または事業活動計算書でも可。)の写しを提出してください。
- ・個人にあっては、直前1年分の所得税確定申告書第1表の写しを提出してください。

<委任状況シートの提出要否について>

	->					
	委任事項	委任事項の内容				
		委任状況シートの書き方				
1	委任しない	入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領を全て申請者が行う。				
		委任状況シート不要				
2	全ての権限を委任する	入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等の権限を全て受任者に委任する。				
		委任状況シート不要				
		※電子申請の場合はフォーム入力、郵送申請の場合は、様式第1号の支店、営業所等				
		の欄に記入してください。				
3	代金受領のみを委任する	入札・見積、契約の締結、代金の請求については、申請者が行うが、代金受領のみ、				
		別の者に委任する。				
		委任状況シート要(「契約代金の受領に関する件」に○を付ける)				
		受任者情報に、受領のみを委任する者の情報を記入。				
	代金請求のみを委任する	入札・見積、契約の締結、代金の受領については、申請者が行うが、代金請求のみ、				
4		別の者に委任する。				
4		委任状況シート要(「契約代金の請求に関する件」に○を付ける)				
		受任者情報に、請求のみを委任する者の情報を記入。				
	代金の請求及び受 領を委任する	入札・見積、契約の締結については、申請者が行うが、代金の請求及び受領は、別の				
5		者に委任する。				
		委任状況シート要				
		(「契約代金の請求に関する件」及び「契約代金の受領に関する件」に○を付ける)				
		受任者情報に、請求及び受領を委任する者の情報を記入。				

※上記例以外の状況で委任する場合は、1ページの問い合わせ先までお尋ねください。

5 有効期間及び結果通知

(1) 資格の有効期間

定期受付分: 令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで 随時受付分: 原則として申請書を受理した月の翌々月の1日から令和11年(2029年)3月31日まで 特定調達競争入札参加に伴う登録申請: 資格認定した日から令和11年(2029年)3月31日まで

(2) 資格審査結果の通知

資格審査認定後に市ホームページにて公表します。

6 希望する製造販売の業種分類表について

次の表を参考に業種を選択してください。

区分	業種	説明		
0 1	印刷類	フォーム印刷、オフセット印刷、青写真焼付、カラーコピー、活版印刷等		
0 2	文具・事務機類	文房具、事務機器、印章、ゴム印、コピー用紙、トイレットペーパー、段ボール等、キャ		
		ビネット、その他スチール製品全般、PC、PC周辺機器、プリンター、複合機、ネット		
		ワーク機器、サーバ、ソフトウェア、電話機、シュレッダー、封入封緘機、その他OA機		
		器、スマホ・タブレット機器、レジ、精算機、キャッシュレス端末機等		
0.3	家具・木工類	木材加工、家具(事務用の什器を除く)、木製玩具、木製遊具、建具インテリア類(カーテ		
		ン、じゅうたん、畳等)		
0 4	楽器・運動用品類	楽器、運動用品、体育器具		
0 5	被服・繊維製品類	事務服、制服、作業服、白衣、寝具、旗、幕、染物等		
		雨衣、靴、手袋、帽子等		
0 6	看板・資材類	看板、セメント、アスファルト、鋼材、カーブミラー、道路標識等、		
		竹材、木材、セメントニ次製品		
07-1	記念品類	記念品(トロフィー・盾・貴金属等)、金券(図書カード・クオカード等)		
0.7 - 2	荒物・金物・雑貨類	荒物(洗剤、石鹸、ごみ袋、モップ等)、金物(食器、網戸、コンテナ、台車等)、工具、		
		ロープ等、テープ類、ビニール製品、ポリ袋、ゴム製品、塗料、鍵等		
0.8	電力・燃料類	揮発油、白灯油、軽油、重油等、プロパンガス、天然ガス、オートガス		
0 9	車両・船舶・航空機	自動車、バイク、自転車、特殊車、自動車修理、自動車部品(タイヤ・バッテリー等)		
	類	車両に属する建設機械、造船・ボート等、船舶修理、航空機等		
10-1	電気器具類	家電製品、空調機器(屋内)、照明器具、視聴覚機器、音響機器、写真機材、配線、蓄電池		
		、充電器等		
10-2	機械・器具類	厨房・給食機械、ガス機器、防犯・防災機器、監視システム、通信機・無線機、計量機器		
		、分析機器、発電機、建設機械、測量機器、農林水産機器、ポンプ、ボイラー、空調機器		
		(屋外)、ドローン、電動工具等		
11-1	教材類	学校用教材、学校用ミシン、理科器具		
11-2	薬品・医療機器類	農業用品、工業薬品、医療用薬品、衛生材料、医療機器(AED及びAED関連消耗品等		
)、車椅子等		
11 - 3	その他	$1 \sim 1$ $1 - 2$ 及び 1 2 に属しないもの 例)食品、防災用品、種苗、生花、ヘルメット、		
		テント、獣害対策用品等		
1 2	不用品	不用品全般(古紙・鉄くず・車両等)		

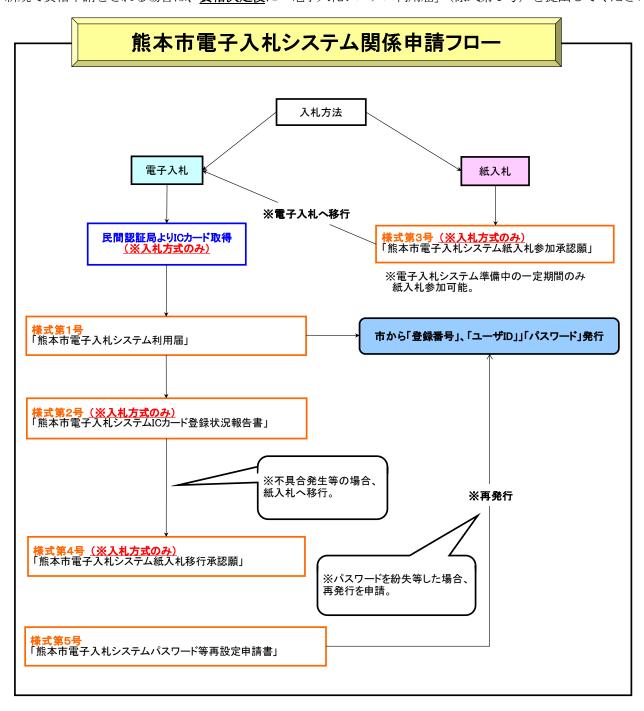
7 電子入札システムの登録について

現在、熊本市の物品の売買契約に係る競争入札および定例見積合わせは、全ての業種において、電子入札システムを導入しております。

電子入札は、インターネットを使って入札を行うシステムで、入札参加者が、入札会場に出向くことなく、会社の事務所にいながら入札に参加することができる等、移動時間の削減やコスト縮減が図られるものです。また、手続きの透明性・公正性の確保に寄与するものです。

入札および定例見積合わせに参加していただくためには、参加資格の認定を受けるだけでなく、電子入札システムへの登録が別途必要となりますので、熊本市電子入札(物品調達等)運用基準に基づき、必要な申請書の提出を行ってください。

- ※ 電子入札関係の申請書の提出がない業者は、電子入札に参加することはできません。
- ※ 新規で資格申請をされる場合は、資格決定後に「電子入札システム利用届」(様式第1号)を提出してください。



電子入札システムの詳細については、下記のホームページをご参照ください。

「くまもと県市町村 電子入札システム」ホームページ

http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/

※ 電子入札システムに関して、不明な点があった場合は、下記コールセンターへお問い合わせください。

電子入札システムに関する問い合わせ先

くまもと県市町村電子入札コールセンター

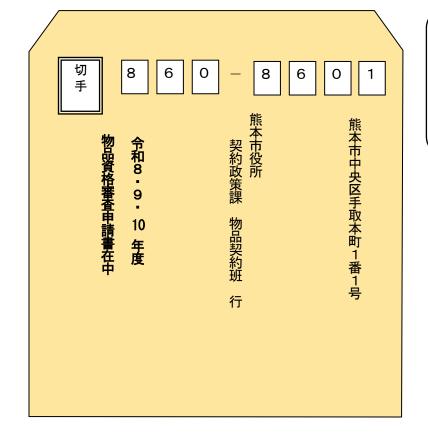
TEL 096-373-2032 FAX 096-370-5455

MAIL nyusatsu-toiawase@kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp

受付: AM8: 30~PM5: 15 (土日・祝日・年末年始を除く)

8 その他事項

<申請書用封筒記入例>



特定調達契約(WTO政府調達協定適用対象契約)に伴い

参加資格審査申請書類を提出する場合

郵送の場合、封筒表面に「特定調達契約に係る参加 資格審査申請書在中」、「入札案件名」及び「開札日時」 を必ず明記し、直接持参する場合は、そのことを明記 した紙を申請書に添付してください。

※申請書類は、3ページ記載の提出書類の順番にそろえ、ダブルクリップ等でとめてください。(フラットファイル等で綴じる必要はありません。)

中小企業者の範囲

官公需確保法第2条第1項及び同法施行令第1条の規定により、中小企業者として取り扱われるものは、次のとおりです。

- (1) 会社 主として営む業種に応じ、次表の(A)又は(B)のいずれかの要件に充足しているものが中小企業者となります。それ以外は大企業に分類します。
- (2) 個人 主として営む事業が属する業種に応じ、次表の(B)の「常時雇用する従業員の数」の要件を充足しているものが中小企業となります。それ以外は大企業に分類します。

	主たる業種	(A) 資本金の額 又は出資の総額	(B) 常時使用する 従業員の数
1	製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(②~⑤を除く。)	3億円以下	300人以下
2	卸売業	1億円以下	100人以下
3	サービス業	5千万円以下	100人以下
4	小売業	5千万円以下	5 0 人以下
⑤ 政令	a. ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
政令指定業種	b. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	c.旅館業	5千万円以下	200人以下

(3) 企業組合、協業組合

「中小企業」に分類します。

(4) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、 商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、 商店街振興組合連合会

「中小企業」に分類します。

(5) 上記以外の組織

「その他」に分類します。

<注>

- ※ 「会社」とは、会社法(平成17年法律第86号)に規定する株式会社(既存の有限会社を含む。)、合名会 社、合資会社及び合同会社をいいます。
- ※ 業種区分は、「日本標準産業分類」を参照してください。